# 法　律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第二十九号**

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「、業務及び監督」を「及び業務」に、「　第四節　外国法事務弁護士の懲戒
第一款　懲戒の処分（第五十一条―第五十四条）
第二款　外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法
「第五章　外国法事務弁護士法人（第五十条の
第六章　懲戒
第一節　懲戒の処分（第五十一条―第五十
第二節　外国法事務弁護士懲戒委員会及び
事務弁護士綱紀委員会（第五十五条―第五十八条）」を
二―第五十条の十三）
に、「第五章」を「第七章」に、「第六章」を「第八章」に、「第六十八条」を「第七十二条」に改める。
四条）
外国法事務弁護士綱紀委員会（第五十五条―第五十八条）」

第二条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　外国法事務弁護士法人　外国法に関する法律事務（外国において効力を有し、又は有した法がその全部又は主要な部分に適用され、又は適用されるべき法律事件についての法律事務をいう。第五十条の五第一項において同じ。）を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、外国法事務弁護士が設立した法人をいう。

第二条第十五号中「外国法事務弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人」を加える。

第五条の二第一項中「この条及び第六十三条第四号において」を削り、同項に次の一号を加える。

三　外国法事務弁護士法人（原資格国法又は指定法が当該特定外国法である社員が業務を執行する場合に限る。）

第五条の三中「第五十八条の二において」を「以下」に改める。

第十条第二項中「又は外国法事務弁護士」を「、外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人」に、「又は当該外国法事務弁護士」を「、当該外国法事務弁護士又は当該外国法事務弁護士法人」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

**第四章**　外国法事務弁護士の登録及び業務

第二十一条中「は、弁護士」を「及び外国法事務弁護士法人は、それぞれ弁護士及び弁護士法人」に改める。

第二十二条第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号中「外国法事務弁護士」の下に「及び外国法事務弁護士法人」を加える。

第二十三条第四号中「外国法事務弁護士の」を「外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第五号中「外国法事務弁護士」の下に「及び外国法事務弁護士法人」を加える。

第四十五条第二項各号中「外国法事務弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人」を加え、同条第三項中「、弁護士」を「、外国法事務弁護士法人、弁護士」に改める。

第五十条第一項中「同法」を「同法第二十五条第六号から第九号までの規定中「規定する法人」とあるのは「規定する法人又は外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第二条第三号の二に規定する外国法事務弁護士法人」と、同法」に、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

第六十五条中「第二十六条」の下に「又は第五十条の十三第二項において準用する同法第三十条の二十」を加える。

第六十六条中「第五十条」の下に「又は第五十条の十三第二項」を加える。

第六章を第八章とする。

第五十八条の二ただし書中「第五十二条第一項第二号」を「第五十二条第一項第二号」に、「第五十七条第二号」を「第五十七条第一項第二号」に改める。

第六十一条の見出し中「虚偽標示」を「虚偽標示等」に改め、同条中「外国法事務弁護士でない」を「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人でない」に改め、同条に次の一項を加える。

2　外国法事務弁護士法人でない者は、その名称中に外国法事務弁護士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第五章を第七章とする。

第五十一条第一項中「外国法事務弁護士は」を「外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人は」に、「外国法事務弁護士に」を「外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人に」に改める。

第五十二条中「懲戒」を「外国法事務弁護士に対する懲戒」に改め、同条に次の一項を加える。

2　外国法事務弁護士法人に対する懲戒は、次の三種とする。

一　戒告

二　二年以内の外国法事務弁護士法人の業務の停止又はその事務所の業務の停止

三　除名

第五十三条第一項及び第二項中「外国法事務弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人」を加え、同条第三項中「外国法事務弁護士に」を「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に」に改め、同条第四項中「外国法事務弁護士を」を「外国法事務弁護士若しくは外国法事務弁護士法人を」に改め、同条第五項中「外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人」に改め、同条第六項及び第七項中「外国法事務弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人」を加え、同条第八項中「第一項又は」を「第一項若しくは」に改め、「外国法事務弁護士」の下に「若しくは外国法事務弁護士法人」を加える。

第五十四条中「弁護士法」を「弁護士法第五十七条の二第一項の規定は懲戒を受けた外国法事務弁護士法人について、同法」に改め、「外国法事務弁護士」の下に「及び外国法事務弁護士法人」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十七条の二第一項並びに第六十二条第二項及び第四項中「法律事務所」とあるのは「事務所」と、同項及び同条第五項中「この章の規定の適用については」とあるのは「当該懲戒の手続との関係においては」と読み替えるものとする。

第四章第四節第二款の款名を削る。

第五十五条第二項中「外国法事務弁護士の」を「外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人の」に改め、同条の前に次の節名を付する。

**第二節**　外国法事務弁護士懲戒委員会及び外国法事務弁護士綱紀委員会

第五十七条第一項中「外国法事務弁護士に」を「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人に」に改め、同条第二項中「外国法事務弁護士」の下に「又は外国法事務弁護士法人の社員」を加え、同条第三項中「外国法事務弁護士」を「外国法事務弁護士又は外国法事務弁護士法人」に改める。

第四章第四節の節名及び同節第一款の款名を削る。